≪高圧鉄塔の移設について≫

西原西地区土地区画整理事業地内には３基の高圧鉄塔があります。
区画整理に伴いすべて移設となり新しい鉄塔を建てる必要があります。移設のための事務調整等に時間を要しておりますが、現在は移設に必要な事務手続きや一部詳細設計を進めているところです。

高圧鉄塔①

高圧鉄塔②

高圧鉄塔③

≪ご案内≫

１.地区内の建築行為等について許可が必要です

土地区画整理法第７６条（建築行為の制限）の規程により、建築物その他工作物、新築、改築若しくは増築、土地形質の変更等を行なう場合には、許可を得る必要があります。詳しい事は、担当課窓口にご相談下さい。

２.不動産（土地）等の売買について

土地の所有権移動（相続・贈与）、分筆・合筆等をなされる場合は、仮換地に内容変更が生じる場合がございますので、事前に担当課窓口にご相談下さい。

３.各種証明書の発行について

仮換地指定されたことにより、土地の売買、金融機関からの借入、建物等の新築計画、その他土地を証明するものとして、証明書が必要になる場合があります。なお、地権者の代理で申請する場合には委任状が必要になります。詳しい事について担当課窓口にお問合せ下さい。
※手数料１通につき３００円いただきます。

４.固定資産税減免について

西原西地区土地区画整理事業区域内の土地は減歩された面積で課税されています。
なお、令和４年度から土地区画整理事業による造成工事等により仮換地及び従前地が使用できない土地については減免されます。(土地区画整理法による損失補償を受けている場合を除きます)

担当課

西原町役場　都市整備課（区画整理係）
〒903－0220　沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1
TEL：098－945－5041　FAX：098－945－4580
E-mail：kukaku@town.nishihara.okinawa.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.town.nishihara.okinawa.jp/
（各種申請書等のダウンロードができます。過去の区画整理だよりも掲載しています）

西原西地区
区画整理だより

令和７年４月作成
第 10 号

令和7年3月撮影

【お知らせ】

・新県道浦添西原線の歩道の一部を歩行者の安全確保のため仮舗装を行いました。
歩行者は歩道の通行をお願い致します（裏面 写真③参照）。

・地区内では、区画整理事業の工事と併せて、上水道や下水道のインフラ整備の工事も進めているところです。暫定供用している道路等については工事等の都合により一部、う回路となる場合がございます。
その場合は現地に案内看板等を設置しますので、案内に従い通行くださいますようご協力をお願い致します。

・新県道浦添西原線（坂田交差点含む）の整備及び供用開始時期については、現在、沖縄県と協議中ですので分かり次第お知らせします。

那覇広域都市計画事業　西原西地区土地区画整理事業　　計画平面図

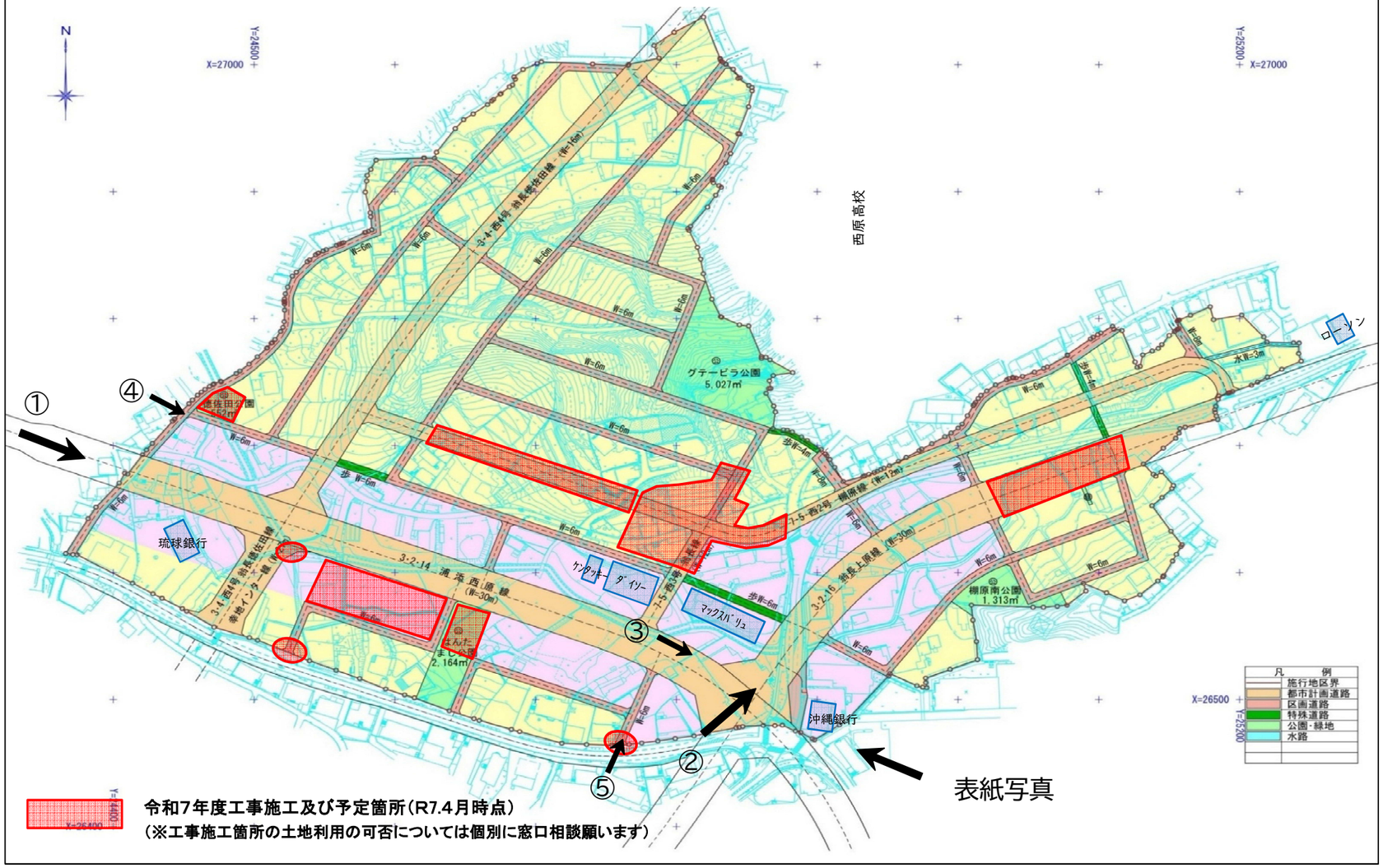

①浦添市側から東側方向整備状況（R7.3月撮影）

②坂田交差点側から上原方向整備状況（R7.3月撮影）

③歩道の一部を仮舗装した浦添西原線

④アスファルト舗装が完了した区画道路（6M-25号）

⑤アスファルト舗装が完了した区画道路（6M-5号）

【 全体事業進捗率 】令和7年3月末時点

全体進捗率	：	約63%
工事進捗率	：	約43%
補償進捗率	：	約62%
計画人口	：	1,700人

【 令和6年度事業進捗率 】令和7年3月末時点

令和6年度事業費	：	3.15億円（補助事業費等）
執行額	：	約2.85億円（契約ベース）
執行率	：	約90%
未執行額	：	約3,000万円（4月執行予定）

【 令和7年度 】

令和7年度事業費	：	2.84億円（補助事業費等）